

機動隊による虐殺の事実をあばく

弾 劾

許すな！時効

あばけ！権力犯罪

糟谷孝幸君虐殺事件告発を推進する会

糟谷
孝幸君の
ことば

情況の中で苦悩する

己自身を見つめる時程

むなしなものはない。

自己保身にのみすがりついて

閉塞状態におちいつている。

我々にとってではなく

僕にとっての // 未来 // は何であるのか、

我々にとっての // 未来 // は

我々の後に続いてくれる

// 誰か // があるということなのか。

10・21の大阪は

静かな葬式行列ではなかったのか。

参加したもの、あるいは

秘かに期待を寄せていたものの

全てを——裏切った。

消耗しない方がおかしいではないか。

僕は——政治的人間になる——ことはできない。

でも、僕を含めて消耗した人達を

その苦悩から救ってやるには

ぜひ、11・13に

何か佐藤訪米阻止に向けての

起爆剤が必要なのだ。

犠牲になれというのか。

犠牲ではないのだ。

それが、僕が人間として

生きることが可能な唯一の道なのだ。

抑圧する者——全てに——災いあれ!!



1948年8月8日 兵庫県加古川市で生れる
加古川市高砂市組合立宝田中学卒 兵庫県立加古川東高校卒
1968年4月 岡山大学法文学部法科入学
遺族(父光男さん、母孝江さん)は兵庫県加古川市米田町船元に居住

目次

告発そして付審判闘争の経過概略	1
糟谷君は確実に虐殺された	4
真相究明を恐れ、策動し続けた大阪府警	13
付審判の当事者公開は当然だ	18

資料 六年間の軌跡	21
資料 告発状	27
資料 不起訴裁定書・要旨	33

告発そして付審判闘争の経過概略

糟谷孝幸君(当時二才岡山大生)が権力に虐殺されて六年の歳月が過ぎようとしています。糟谷君は一九六九年十一月十三日佐藤訪米実力阻止闘争に決起し大阪府警機動隊らの警棒、楯等の乱打乱撃によって大阪扇町公園南側路上に倒され、翌一四日午後九時行岡病院で絶命しました。

私たちは糟谷君虐殺に対する弾劾の闘いを以て六年間、告発・付審請求を主なる戦場としながらやりぬいてきました。ところがこの間検察庁の捜査サポータージュ・大阪府警の非道卑劣な妨害攻撃にあい、実にその過半を空費させられ、未だ大阪地裁において付審判審理の結着をつけるに至っていません。そのことが今重大な事態をひきおこしています。私たちは虐殺犯人として荒木幸男ら三警官を告発した「特別公務員暴行陵虐致死罪」は「傷害致死罪」に準じ、事件発生以来七年の期間の経過をもって「時効」が完成することになっていきます(刑

訴法二五〇条)。つまり来年十一月十三日で「時効」となるわけです。

又一方、付審判審理も四回を終えいよいよ最終局面を迎えました。

ここに改めて闘いの経過と現局面を訴え、最後の最後まで力強く物心両面の御援助・御支援のお願いとするものです。

告発以来の経過

私たちが三警官を九十一名で告発したのが一九六九年十二月十四日。一九七二年九月大阪地方検察庁の不起訴処分に対して大阪地裁に付審判を請求し、併せて「審理の公開」を要求しました。

これに対し大阪地裁第十刑事部(現第八刑事部)は、付審判制度の趣旨にそい「当事者公開」で審理を行うと決めました。だがけれども審理が「当事者公開」によって行われることにより、自らの権力犯罪が公けとなることに恐怖大阪府警は、二度にわ

たって審理開始を阻んできました。一九七二年五月には担当裁判官の忌避を申し立て、高裁、最高裁で棄却されると一九七三年六月審理方式に異議を申し立て、加えて証人警官の出廷を拒否させたのです。大阪府警は糟谷君事件と同じく「当事者公開」方式を採用した大阪地裁第七刑事部(北田さん事件付審判)に対しても、同時に同様の攻撃をくり返したのです。これによっても明らかのように、大阪府警は権力を代表しての「付審判審理の当事者公開」つぶし攻撃だったのです。

付審判と当事者公開

付審判請求とは、刑事訴訟法第二二二条、二六九条の規定で、公務員の職権乱用罪について告訴(本人、家族)告発(第三者)した者が検察庁のなした不起訴処分不服がある時、事件を裁判所の審判に付することを請求することができる制度です。裁判

所が理由ありとして付審判決定した時は、公訴（起訴）の提起があったとみなすという手続で「進起訴手続」ともいわれており、戦後検察審査会制度と共に、検察庁による不当な不起訴処分に対する被害者救済措置として、新しく制定されました。

ところがこの制度に関する刑訴法上の規定は少なく、運用については諸説に分かれています。審理の方式については、非公開・当事者公開・一般公開があり、制度制定の趣旨に反してこれまでほんの數例を除いて非公開で行われ、その結果「棄却」が圧倒的でした。

当事者公開方式とは、当事者たる付審判請求人に①検察庁捜査記録の閲覧・謄写のそれ以来の新たな証拠の申請③審理への立会・尋問がそれぞれ認められた方式のことです。

本件については③についてのみ「請求人のうち弁護士である請求人八名に立会い及び質問を許す。但し右八名のうち二名は弁護士でない請求人をもってかえることができるが、弁護士でない請求人には質問を許さない」との限定が付されています。

共に闘った一一・三大阪扇町闘争被告団に対する裁判で明らかにしたのです。弁護側からの証人申請に対して、出廷拒否・証言拒否と逃亡を企てた糟谷君逮捕警官荒木幸男の口を遂に割らせたのです。（一九七四・一・三二）。糟谷君が荒木はじめ三人の機動隊員に逮捕された時、「奪還するため三人に襲いかかったデモ隊の鉄板棒が糟谷君の頭に当たった」とするデマは荒木証言で粉碎されました。（糟谷君を組み伏せた）荒木ら大男三警官の警棒・楯とも鉄板棒は接触しなかったとの一言で。

そして荒木の警棒には糟谷君の同型のA型血痕が付着していたという事実が証言されました。

更に加えて糟谷君の遺体に刻みこまれた無数の骨折皮下出血は、その時何が行われたかをくっきりと示しているではありませんか。

左側頭部―頭皮小機創・骨折。頭頂部―皮下出血・骨折。顔部―口唇部・鼻根部皮下出血。右手―右腕伸側（外側）一三カ所の皮下出血。両足―五カ所の皮下出血。

さない」との限定が付されています。

松倉鑑定を再鑑定

大阪府警の二年に及ぶ攻撃は相当裁判官の転任（児島裁判長と松井兼裁判長）、審理方式の若干の後退を余儀なくさせました。けれども「当事者公開」方式の維持によって審理における真相究明が果しうると考え、審理に臨むことにしました。

昨年第一回六月十四日には糟谷君を最初に診断した警察官K、医師O。第二回は糟谷君の開頭手術を執刀した行岡病院松木医師への尋問を行いました。そして「昨年十一月一七日と昨年の三月一八日には、糟谷君の遺体を司法解剖し、その後全く警察側の立場に立った鑑定書を作成した松倉豊治元阪大教授に対する尋問を行ったのです。

如何なる審理が行われ、いかほど真相が究明されたのかは「一般公開はいうまでもなく（本請求事件以外）の目的のために絶対に使用しないこと」「右いづれの場合においても、事実の取調は一般にはこれを公開しない」という限定上ここに報告すること

これらの傷が「（鉄板棒が）横さまに一回用作」して死に至ったとする松倉鑑定は、しろうと目でもそのデータラメさが明らかであった。

皆さん、私たちはこれまでの六年間大阪府警・検察庁として最高裁までも加わった悪らつたる攻撃を何とかはねのけ、やっとやっと大詰めをひきよせつつあります。

審理は大詰めです。しかも「時効」を前にして権力犯罪を闇から闇へ葬むる為の権力の攻撃を許さず、何としても「付審判決定」をかちとるべく最後の力をつくしたいと思えます。カンパをはじめとする力強い御支援を最後までよろしく願います。

とは残念ながらできません。ただ、請求人側の証人申請によって、四回に亘る審理が行われ請求人たる弁護士・弁護士でない請求人が立会い、鋭く質問したことははっきりしています。その結果、検察庁の不起訴処分の唯一といっているほどの根拠たる松倉再鑑定を、再鑑定においこむことに成功しました。そしてつい先程再鑑定結果が出されたのです。

警官荒木の警棒に

同型の血痕

検察庁は真相をおおいかくし「デモ隊の所持していた鉄板棒が糟谷君の頭に当り死亡した」とデマをねつ造・宣伝してきました。だがどっこい、六年に及ぶ闘いの中でこのデマはその大ウソぶりが明らかとなったのです。

医学的に「デモ隊犯人説」を支えていた松倉鑑定は裁判所すら「信用できない」と再鑑定に追いこまれました。

現場情勢的には強かつ大なる証拠をひき出すことに成功しました。これは糟谷君と

糟谷君は確実に虐殺された

1. はじめに

― 被告は二四人ではないはずだ ―

次に掲げる原稿は、糟谷孝幸君と共に一九六九年十一月十三日佐藤首相訪米実力阻止大阪扇町闘争に決起し権力に逮捕された二四被告の公判闘争における最終弁論の一部です。

本稿は一、本事件当時の政治状況と本件行為の政治的正当性、二、警察機動隊のデモ弾圧の実態と本件闘争手段の評価、三、本件における警察機動隊の過剰警備と本件実力闘争の評価（以上松本健男弁護士執筆）、四、本事件の背景と機動隊の役割（仲田隆明弁護士執筆）、五、糟谷孝幸君の死に象徴される警察の過剰・違法警備について（藤田一良弁護士執筆）の内三について若干誤りを訂正し、図面を加え、小見出しつけを編集部責任において行なったものです。

諸説を故意に報道機関を通じて市民にふりまきはじめた。

「被疑者（糟谷君）を逮捕したとき学生風の数人が火炎ビンや鉄棒を持って被疑者を奪回しようとして攻撃して来た。

その際倒れている被疑者に火炎ビンが当たったが、被疑者が逃げる際、何かにぶつかって自分で倒れたと言った状況があり……」（浅沼府警本部長談 十一月五日神戸新聞朝刊）とか、「糟谷君を逮捕したとき、そばにいた学生四ノ五名が鉄パイプを振りかざし、警官たちに襲いかかり、火炎ビンを投げたと聞いている」（鈴木警備部長談 前同日サンケイ朝刊）等々のいわゆる火炎ビン説・転倒説・鉄パイプ説の発表がそれである。

荒木らが暴行を否定しているから、デモ隊の同志討ち……

そして、このように各説を交錯したのち、大阪府警は糟谷君死亡に関する捜査の結果として、つぎの如き結論に達したとしてこれを発表した。それによれば、

本件公判では、被告人とされた二四人の諸君以外に、生きておれば当然被告人らと共に元気に公判闘争を闘い抜いたであろう一人の青年、それは言うまでもなく一九六九年十一月三日の機動隊員らに集中的に暴行を受け、その結果前途洋々たる人生を不慮の死によって中断させられた糟谷孝幸君一についての思念が本件公判の全過程を通じてわれわれの心を去ることはなかった。

ここに糟谷君の死が、その一つの象徴として端的に示した当夜の警察側の過剰・違法な警備・規制の状況を明らかにして、これら事実を十分に考慮しないまま、被告人らに対する判決が下されたならば、それは極めて公平を欠く不当なものになるであろうことを予じめ指摘して裁判所の注意を促しておく次第である。

糟谷君の死亡原因は、「混乱による路面衝突説、火炎ビン説は捜査から除かれ、警官の警棒・防弾のタテによる打撃」と『デモ隊の鉄棒・鉄板による打撃』の二つに示された。捜査本部は糟谷君を逮捕した時の状況として、荒木巡查ら三警官が同君の右側頭部を下にして路上にねじ伏せさせ、赤松巡查はタテ（警棒は抜いていない）杉山、荒木両巡查は警棒を抜いて糟谷君の逮捕を妨害しようとして鉄棒・鉄板をふりまわしていたデモ隊の数人に応戦するのに一杯だったと説明している。捜査本部はこの状況から警官が糟谷君に警棒・タテで暴行を加えたと言った事実を認定できないとした。（昭和四五年一月二十七日毎日朝刊）

そして糟谷君の死因については、同君の司法解剖の執刀者松倉豊治大教授の鑑定書を基礎として死因となった頭部骨折等は「デモ隊が振った鉄棒が誤まって糟谷君の頭に当たったとするのが適当」との判断を下しているいわゆる同士討説を最終結論としたのである。

2. 糟谷君の死因に関する警察の発表は種々変転した。

「警棒使用は当然」と
府警警備部長

十一月三日の夜、鈴木貞敏警備部長は行岡病院に同君が収容された時点（死に至っていない）で「けがの原因は調べてみないとわからないが、かりに警棒によるものだとしても、火炎ビンを使って警察官を襲う相手を制圧するために警棒を使ったのだらら当然だ」と警棒による殴打を暗に認めながら開き直った談話を発表している（共同通信）。ところが十一月四日午後九時、同君の死亡が明らかになるや、大阪府警は「逮捕したときの状況から警官が警棒を使用した結果によるものではない」（浅沼府警本部長）との見解をとりはじめ、自からの責任を回避するため虚偽の変転する

3. 大阪府警の守り神 ― 松倉鑑定書とは

松倉教授の鑑定書は前記新聞およびそれに基づく本件公判廷における佐藤耕造証人の証言によれば、要約はつぎのとおりである。

糟谷君の死因は「頭部打撲で硬膜外にできた血腫で脳の圧迫が起こり、また各所の出血、脳腫脹、脳挫傷により脳中枢機能に障害が起こり、死亡した」と述べている。そして脳機能障害の原因となった頭腔内血腫や脳表面の損傷は(1)左側頭部前部の挫傷(図のA)、(2)左側頭骨上部(図のB)、および頭頂骨下部(図のC)の骨折が合わさって起こったとしており、この二つの傷は「幅のある打撃面をもち、しかも角のある堅い鈍体が左側部頭頂部を中心に作用したと推定するのが妥当である」とし、しかも「一回の打撃作用で両方の傷が同時に生ずることも可能である。」

右の松倉鑑定に言う「平たんな打撃面があり、かつ角がある鈍体とはデモ隊が使用した長さ一・三メートルで、三・二センチ

×○・六センチの切断面を持つ鉄板棒を挿入するものであるとして、捜査本部が同士討説をとったとされているのである。

しかし、右の結論の根拠となった松倉教授の鑑定書なるものは、医学的見地からは全く妥当性を欠き、真実を歪曲隠蔽して警備当局に迎合した不正なものであることが、佐藤証言によって明らかになった。

4. 大ウソ節—松倉鑑定を斬る

『佐藤証人は、当時京都大学医学部脳神経外科勤務の専門医として、糟谷君の司法解剖に立合い、その経過を直接注意深く観察した結果、これを医学的に分析して、極めて客観的かつ納得的な証言をなしたものであり、その証言内容は、前記の松倉鑑定の問題性をあますところなく剔抉した。』

糟谷君の遺体に刻みこまれた無数の傷に目をそむけ

すなわち、松倉鑑定は、

1. 死因となった左側頭前部の挫傷、(図のA) 左側頭骨上部(B) および頭頂骨下部の骨切(C)を、糟谷君の全身に残された他の数多い傷から恣意的に分離・独立させて、これらの傷のみから兇器を推定しているが、これは明らかに不当である。

同君の身体には、前記の頭部受傷のほか、頭頂部皮下出血(D)、頭頂部冠状縫合離開(骨折-E)、鼻根部皮下出血(F)、及び頭部以外の身体各部(手・腕・両下肢)等に二〇カ所にのぼる打撲による皮下出血などの損傷があり、佐頭証人はこれらを現認し、又松倉教授にも解剖時にその存在を確認しているところであるが、少くとも身体各部の打撲は転倒して生じるものではなく、警官による逮捕時の集中的なりんチの酷さを物語る痕跡であることは、誰の目にも明らかである。

とくに右手、右腕の打撲による皮下出血は伸側(外側)のみにあり、しかも手関節を中心とする部分に最も多く、これ

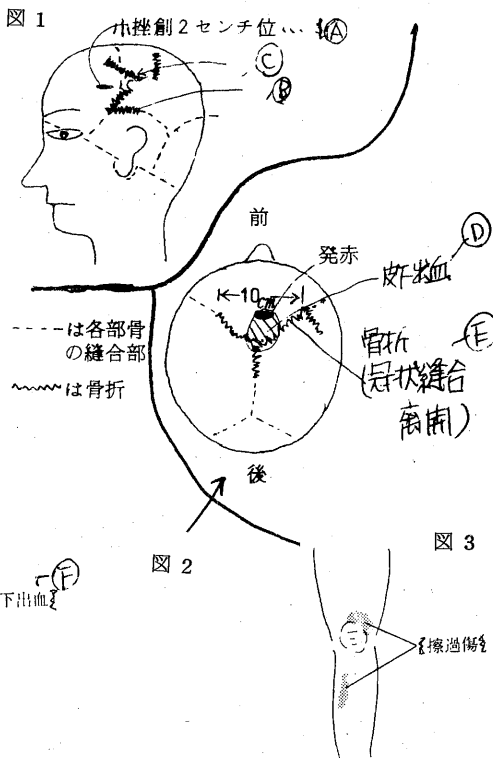


図 1

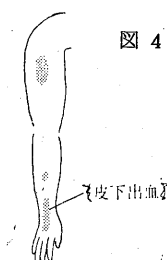


図 4

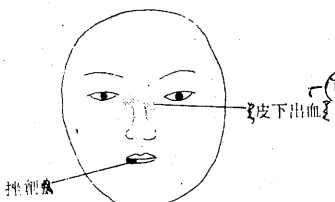


図 5

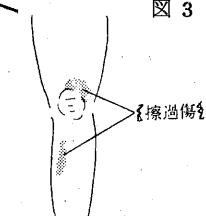


図 3

らは警官の暴行を防ぐとした際生じたものと考えるのが常識的であるのにもかかわらず、死因となった骨折等のみをこゝとさら他の傷と無関係に取出して兇器を推定している。

ごくごく稀な場合を想定し

コジツケ

頭部の打撃のみをとってみても、前述のとおり死因とされている傷のほか、鼻根部皮下出血(F)、頭頂部皮下出血(D)、頭頂部冠状縫合離開(骨折-E)等があり、これらは少くとも頭部に数回の打撃が加えられた明らかな痕跡と考えられるにもかかわらず、これを無視して、ことさら(1)左側頭前部の挫傷(A)、(2)左側頭骨上部(B)及び頭頂骨下部の骨折(C)の各傷が、一回の打撃作用で同時に生じることが可能であると記載して、単にごく稀に起るかもしれない可能性のみをとりあげて、死因となった前記各傷について、通常考えられる、各傷はそれぞれ別個の打撃によって生じたもの

ではないかという、高度の蓋然性を有する推定について全く考慮していないことは、現場でデモ隊が所持していた鉄板棒による打撃が同君に死をもたらしたということを、無理に結論づけるための強度のごじつげとしか考えられない。

「角稜のある平べったい物体」の根拠はどこにもなし

2. 致命的な打撃が加えられたとされる左側頭部には表面前部に長さ一・二センチか三センチで深さは骨膜に達していない浅い挫傷があるだけであり、その下層に頭蓋骨折(B・C)等があるが、警察側の言うようなデモ隊が所持していた鉄板棒が頭蓋骨、脳挫傷、硬膜外血腫を生じるだけの打撃力を以て頭部に当たった場合、少くとも右の程度の挫傷ではまずまず、鉄板棒がよほど特殊な当り方をしないかぎり、数センチの裂創あるいはもっとはっきりしたかどがつくか、みみず腫れのような長い条痕がつくのが通常であるにもかかわらず、これが存在しないのは

鉄板棒が凶器でないことの明白な証拠である。なお頭部には右の傷以外にも鉄板棒であると考えられる傷はならん存在しないことは前述のとおりである。

また前述のような身体の全所見によっても、兇器が松倉教授のいう角稜のあるまた平べったく巾がある物体であを根拠はどこからも出てこないにもかかわらず、敢えてこのような結論となっているのは理解できないところである。

死に至らしめた凶器、どう考えれば科学的なのか

3. 糟谷君の左側頭前部の小さな挫傷(A)は、どのような所におつつけても起こり得るような傷であり、警察の発表のようにデモ隊の鉄板棒による受傷であることとを特定するに足る表徴が何らないことは前述のとおりである。

また骨折に関していえば、頭部には左側頭部の頭蓋骨折(B・C)と頭頂部の冠状縫合離開(C)とその延長線上に骨折があるが、此の骨折が松倉鑑定と言っ

ように一回の打撃で起こるとするならば、その可能性は頭部が固定された状態で左側頭部から打撃を受けた場合が考えられるだけである。

もし頭部が可動性のある場合(糟谷君が立ったままの状態で殴られた場合など)は頭部が打撃によって反対側に動くため、その衝撃が吸収されて縫合離開と言つ骨折は起こり得ないことは確実であり、このことは佐藤証人が昭和四五年三月下旬松倉教授と話し合ったがなら右の考えを変更するに足るだけの説明は得られなかった。従つてこの点からもデモ隊との同士討は誤まりであることは明らかである。

佐藤証人は以上のとおり松倉鑑定がいかに不合理かつどうい医学的批判に堪え得るものでないことを具体的に指摘したのち、糟谷君を死に至らしめた傷は(1)棒状のもので頭頂部および左側頭部を複数回(二回以上)殴打されたものか(2)右の殴打と左側頭部を地面へ打ちつけたものとの複合によるのか、いづれかによるかと考へるのが妥当で

ある。そしてその兇器の推定に当ってはすでに述べた如く、身体に加わつたすべての傷害との関係において総合的に判断しなければならぬことは言うまでもなく、松倉鑑定は此の点においても、方法論としても初歩的な誤まりを冒している。

兇器は全状況からみて警棒又は大楯と推定するはかり得ないと結論したのである。

5. 当時の現場状況を直視すれば

以上のように糟谷君の死が警察側の発表のようにデモ隊の同士討によるものでは断じてあり得ないことが同君の司法解剖に立ち合った佐藤医師の証言によって明らかにされたわけであるが、つぎに当夜のデモ隊と警官隊との衝突の具体的実状、並びに本法院で明らかにされた糟谷君の逮捕の状況に於いても同君の死はデモ隊の同士討によるものではなく、警官の暴行によつてもたらされたものであることを論証する。

警察側から流された同士討説には、二つの可能性が言われている。その一つは、機動隊が制圧行動に出た際、デモ隊が後ずさ

りしながら鉄板棒を振つてこれに抵抗していたが逃げ遅れた糟谷君がデモ隊の中に戻ろうとした際、デモ隊の鉄板棒によって打撃を受けて負傷したと言つ、いわゆる「逃げ遅れ説」と、糟谷君が荒木・杉山・赤松の三警官によつて逮捕されようとしたとき、数名からなるデモ隊員がこの逮捕行為を妨害しようとして鉄板棒を振るいながら襲撃して来たが、それらの者の鉄板棒が誤まつて糟谷君の頭に当つて受傷したという、いわゆる「奪還部隊説」の二つである。以下これらの各説明がいかに虚偽であるかを述べる。

「逃げ遅れ」説について

「逃げ遅れ説」について言えば、これに副つ証言は荒木証人が糟谷君を他の二警官と共に検挙のため追いかけた際、道路中央付近で同君が「ふらふらとして後ろへのけぞるようになった」との証言のみである。そして糟谷君がその様になつた瞬間に三警官が逮捕したと言つのである。しかし機動隊が検挙のため待機していた歩道上から扇

町公園南側道路に飛び出して来た際、デモ隊が後ずさりしながら鉄板棒をふるい、これに抵抗していたということ自体が虚偽である。機動隊に接近したデモ隊は、機動隊の反撃にあつてたちまち分断され、デモ隊は算を乱して背走するのみであつたのである。糟谷君と殆んど接着した時点で、また殆んど同じ場所ですり抜かれたM証人(同人は機動隊が制圧行動に移るや、必死に扇町公園に逃げ帰ろうと走つているとき路上に転倒し逮捕された)の証言によれば、「ぼくが倒れたときは、後退しているデモ隊の姿をずっと見ていた、ぼくから見れば、背中を見せてずっと逃げていたと言つる学生の中を見ました。」(警官によつて逮捕時に)「暴行を受けているときも、まわりには機動隊ばかり」だつた、と言つのであり、どうい制圧行動の際のデモ隊の抵抗はあり得ない(現場路上で押収された多数の鉄板棒も又そのことを物語るものである)。

致命傷受傷後強く抵抗した……………

しかも糟谷君の死体になんら鉄板棒による受傷を積極的に物語る痕跡が残されていなく、と言つ医学的所見はしばらくおくとしても、同君の頭部に加えられた数回の打撃による傷と、全身にわたる多数の傷の存在が、荒木証言に言う瞬間的な「のけぞり」の際の受傷と考え得る可能性を全く拒否しているのである。

また、三警官によつて逮捕されようとした際、同君の行動は、荒木証言によれば、「なにをする」と手を左右に振つていた。あまり暴れるので、わたしが逆をとるようになしたら両膝をつくようにして腹ばいになつたわけです。」

「赤松巡査の大楯を足で強く蹴つていました」等々。直前に致命傷を受けた人物の行動としては、全くあり得ない、余りに元氣な姿が描き出されているのであり、いづれにしても「逃げ遅れ説」が全くの虚偽であることは余りにも明白と言わなければならぬ。

「奪還部隊との接触」

二二二二

「奪還部隊説」も、本公判廷で明らかに
なつた糟谷君逮捕の具体的状況からみてあ
り得ないところである。糟谷君の全身には
頭部のほかにも上・下肢に数多くの傷が残
っているが、逮捕警官らの当夜の服装（治
安三号）と糟谷君の白っぽい着衣との違い
は夜目にも明らかであり、数名の奪還部隊
がかりに実際あったとしても、逮捕警官と
間違えて糟谷君の全身をこれほどまでに数
多く乱打することがあるとはとうてい考え
られないところである。またそのような奪
還部隊そのものがなかったことは、前述の
M氏証言のとおりである。

奪還部隊があつたとする荒木証人の証言
においてさえも、同証人ら逮捕三警官は、
うつ伏せに押えつけた糟谷君の尻の火を消
してから、「その男（糟谷君）を立てよう
としたときにパッと見たら五、六人の鉄棒
を振りまわして来た集団があつたわけです」
そして同人は「危いと思つて警棒を抜いた
わけです。」（警棒を）上に構えたとき
後ろの方から警察部隊が来たわけです。」
そして弁護人の「あなたの警棒とその他の人ら

（五、六人）の鉄棒が触れ合うということ
はなかつたですね。」との質問に対して「
はい。」と答えて、荒木証人と奪還部隊と
の接触がなかつたことを認めているのであ
る。

大男の三警官が糟谷君
をねじ伏せている所へ

更にその時の各人の位置関係について、
荒木証人は、「そのとき、赤松巡査が大楯
でかばうようにしてくれましたので、赤松が五
、六人の学生に一番近いと思います。」
その男（糟谷君）をはさむように、私と杉
山がはさむような格好になっていました。」
「私は中腰で男の腕を持っていました。」
「糟谷君はうつ伏せになっていたように記
憶します。」とそれぞれ証言しているが、
右の状況からみても、うつ伏せになり、そ
の周辺に大楯を立てた赤松巡査を含む三警
官がとり囲んでいる糟谷君の側頭部を、奪
還部隊の鉄板棒が強打する可能性など全く
あり得ないことは明白と言わなければなら
ない。

なければならぬ。しかもその血痕の附着
場所が警棒握部であることは、その血がふ
き忘れられたものであることを示すに十
分である。

7. 違法殺人行為を犯したのが 警察官なる権力によって庇 護され、真相究明への妨害 が許されるのか。

以上述べたとおり、糟谷君の死によって
端的に示されたように、本件当夜現場での
警察の違法警備の事実は明らかである。し
かるに本公判廷においても明らかにされた
ように同君殺害の真犯人である蓋然性の極
めて高い逮捕警官ら関係者によって告発
を受けたが、これに対する検察官らの取調
べは、荒木証人の証言によって見られるよ
うに、極めておどろきなものであると言わ
なければならず、しかもそのような「取調
べ」の結果同人は嫌疑不十分として不起
訴処分にされたのである。告発人らは、昭
和四十六年九月八日右事件を大阪地方裁判所
に付審判請求したが、右付審判請求の第一

しかも、「警棒をかまえると同時ぐら
い後ろの方から警察部隊が応援にかけつけ
たようです。」そうするとすぐ「襲撃部隊
は後ろに下つたようです。」と、奪還部隊
の攻撃なるものが極めて瞬時である旨証言
するのであるから、なおさら「奪還部隊説」
が成立しないことは明白である。

6. 逮捕警官荒木の警棒に糟谷 君と同型の血痕が附着

荒木証人の証言によれば、同人が糟谷君
の身体の異常に気がついたのは、曾根崎署
へ連行しようとするその途中、手前約一〇
メートルくらいのところであり、「左の
額あたりから目の下あたりにかけて血が流
れておつたようです」とのことである。
しかしながら、糟谷君と相前後して、同
君と同じく扇町公園前道路上で逮捕され、
糟谷君より少し前に関西電力前の歩道上に
連れて来られていたM証人は、連れて来ら
れた糟谷君を「二目見て、ぼくはびっくり
したんですけれど顔中血だらけで頭から血
を流していたのです。」と証言しているの

回期日の三日前である昭和四十七年五月三
日大阪府警は、担当裁判官に対し忌避申立
をして審理開始を阻んだのを手はじめとし
て、種々の画策をして右の審理が進行する
のを妨害しているのであるが、此の事実は、
大阪府警みずからが此の様な手続が進めば
被告発人である三警官の犯行が明らかとな
り、しかもこれをかばつた大阪府警の不正
な態度が暴露されることをいかに恐れて
いるかを明白に物語るものである。

同じ夜の出来事でありながら、今ここに
被告発人らのみが裁かれ、一方大きな犯罪を
冒したものが権力により庇護されたままで
いることの不公平さは言わずと明らかな
である。判決においては、右の様な事情が
充分考慮されなければならぬことは、も
はや多言を要しないところと言わなければ
ならない。

曾根崎警察署内で取調べを待つうちに昏
倒した糟谷君は急搬行病院へ搬入された
のであるが、ベッドに横たえられた同君の
混濁した意識が次第に暗黒の死の世界へと
溶暗していくとき、彼の心がなにを思い、

である。糟谷君の頭部の外傷は左側頭前部
の挫傷であるが、頭部の挫傷は多量の出血
を伴うのが通常であるので、この証言は極
めて合理的で信用できるものと言わなけれ
ばならない。もし荒木証人の言うように、
曾根崎署の手前（〇メートルの所で出血
に気がつくと言ふことであれば、糟谷君の
受傷は同君の身柄が完全に警官によって確
保された後（歩道に連れて来られたのち）
の暴行によるものになるのである。荒木証
人は自分らが糟谷君に対し逮捕時に暴行を
加え同君を死に至らしめたのであることを
充分意識しているの、自分らが加えた傷
による同君の出血からつとめて目をそらせ
うとするの余り、前述のごとき不自然かつ
悖理的な証言をなしたのである。弁護人の
尋問に対し遂に自分の警棒に糟谷君のそれ
と同型のA型の血痕が附着していることを
認めざるを得なくなつた荒木証人（当夜以
前に警棒に血痕が附着する原因となるよう
な出来事はないことを自認している）
こそ、糟谷君を死に至らしめた者たちの一
人である蓋然性は極めて高度であると言わ

彼の最後の意識が何を意識したのか知り得る由もないが、被告人諸君の心の中に彼の死はなにか熱く重いものを確実に残したことは間違いないものと思われる。

『平和のしたでも血がながされ

死者はいまも声なき声をあげて消える
かたてたれからも保護されずに生きてきた
きみたちとわたしがちがった時、ちが
った空に 約束してはならぬ』

吉本隆明「死の国の世代へ」

真相究明を恐れ、策動し続けた大阪府警

—— 真相究明のための付審判審理方式 —— 「当事者公開」ぶつつぶし攻撃
—— 審理の進行を妨害し「時効」で権力犯罪を闇に葬ろうと画策

私たちがなした告発は検察庁に対して、
そして付審判は裁判所に対してなした権力
犯罪追究・糾弾の斗いであった。権力を直
接相手とった戦であるが故にその斗いの困
難さ、権力の壁の厚さは当初より予測され
はした。しかしいざ私たちが竜頭蛇尾に終
らせることなくしつこくしつこく権力犯罪
糾弾の斗いを現行法の積極的活用によつて
進めていった時、当初の漠たる予測は、次
第に姿形をとり、その醜悪さをもうに現わ
してきたのだった。

それは付審判の審理方式——「当事者公開」
に対して仕掛けてきた大阪府警の対応で明
らかとなった。私たちが告発をなした時、
大阪府警はタカをくくっていたに相違ない。

告発なんて検察庁が「不起訴処分」にして
くれるのは絶対確実だ、裁判所に付審判請
求したって「請求棄却」になるのははば間
違いない、と。
戦後付審判請求制度制定以降の実態をみ
れば、大阪府警がそう思いこむのも無理か
らぬところなのであった。

ところが、ところがである。私たちの執
念深い働きかけによつて糴谷事件担当部の
大阪地裁第十刑事部（現第八刑事部）は、
付審判審理の「当事者公開」方式の採用を
決定したのである。

大阪府警にとっては正に青天のへきれき
であった。それ故、昼寝からガバツとはね
おき醜悪な本性をむきだしにして裁判所に

襲いかかってきたのです。以下にその本性
を記していきます。

七二年一月二日、刑事十部児島武雄裁
判長は審理を「当事者公開」で行なうと発
表。付審判請求団は一ヶ月を費やして四〇
数cmにも及ぶ捜査記録を謄写し終え、請求
人側立証のため粘り強く請求人会議を行な
った。そして請求人側の証人申請が認めら
れ、第一回審理も五月二六日と決定した。
四月中に全ての準備を完了し、あとは審理
を待つのみ、となっていたのだが……。

大阪府警のドス黒い企み
裁判官忌避を申し立てる

当時、大阪地裁には糴谷君事件をはじめ

として五件の付審判事件が係属中であつた。その中で北田さん事件担当の刑事七部石松竹雄裁判長も児島決定とほぼ時を同じくして「当事者公開」方式を決定していた。

五月十三日、大阪府警は「当事者公開」審理方式をとった地裁判事七部及び十部計六名の裁判官の忌避申立てを発表した。

当事者とは被疑者即ち一介の警察官又は代理人たる弁護士のはずだが大阪府警が前面にたつて公然と攻撃をしかけてきたのである。つまり、同じく当事者公開方式を決定しているといえなく別々の両事件について、当事者ではない大阪府警本部が二刑事部への忌避申立てを、同じ日同じ理由で一括して行ったのだ。おまけに記者会見で発表したのである。その日は「当事者公開」方式の決定があつてからすでに四ヶ月も経過しており、初審理を糟谷君事件は三日後に、北田さん事件は七日後に控えた日であつた。

加えて、警察官による人権じゅうりん事犯の捜査任務をもつ監察室の責任者たる三島某は「これでは予断に基く不公平なものを主張しているのである。

付審判の目的と府警のいい分

付審判制度とは、権力による人権じゅうりん事件を根絶せんとして設けられた裁判手続である。それは検察庁という機関による捜査では「同類意識」によって熱心な捜査を放棄するが故に、さらに裁判所に対してやりなおしを行なうことができる制度である。

であるが故に裁判所が行なう付審判審理は、刑法二六五条に

裁判上の進起訴手続の審判

①第二二条第一項の請求についての審理および裁判は合議制でこれをしなければならぬ」という如く、審理であり、裁判である。そして裁判所は司法機関であつて捜査機関ではない。このことだけを見ても府警や判例の如く如く捜査でないことは明白である。

それ故、今回の児島決定は当り前であり、最低限キリギリであるのだ。

大阪府警の言い分はこうだ。「請求人に

なる」との判断で、忌避申立てをした。認められない場合は最高裁まで争つつもりである」と審理妨害に並々なめ決意を披露している。そして、府警本部長前田某(当時)は「当事者の警察官や弁護士の忌避申立手続を承認した」と語り、府警が全面バックアップした、付審判ブツ潰し攻撃をしかけてきたのである。

児島・石松決定の意味は

一九六〇年以降は、権力犯罪は明るみに出され裁判されることすらなかったのであつた。正に付審判とは何であつたのかを疑わざるをえない時代が続いていた。児島決定はその流れをうち破つてなされた「当事者公開」であり、大阪地裁においては十数年ぶりの復権であつた。そして石松決定が出ることによって「当事者公開」の流れが大阪地裁をおおつかとみえたのだ。

大阪府警は児島・石松決定が「大阪地裁」方式として定着してしまうことを恐れ、焦つたのだ。それ故、大阪府警は前述のような大がかりな忌避申立攻撃をかけたのだ。

証拠申請を認め、審理に立合わせることはおろか、捜査記録さえ閲覧させる必要もない。密室で審理を行い、事の帰結として請求棄却せよ。」と。

審理無期限延期されるも

大衆的に反撃開始

この大阪府警の忌避申立てにより審理は五月二六日、二九日の両日も無期限延期となつたが、忌避については六月五日、地裁によって却下された。府警は高言どおり、六月八日大阪高裁へ即時抗告申立。そしてこれは七月一八日に大高裁却下。府警は同月二四日、最高裁へ特別抗告と、府警の攻撃はとどまるどころを知らなかったのである。

そして闘いの結果は暑い夏をはさみ、十一月一六日、最高裁決定をもって棄却された。がしかし……。

最高裁「当事者公開は違法」

との判断

請求人を排除し、密室で審理せよと

だ。

府警の狙いは明らかである。忌避申立を通すためにだけ「最高裁まで争う」のではない。むしろ、最高裁まで争うことによつて児島、石松裁判長を孤立させ、他裁判官をケン制し、「第三の男」を出させないという政治的效果を意図しているのである。

手前勝手な府警の理屈

大阪府警は忌避申立をこつも述べている。「当事者公開の審理方式は被疑者(警察官)の人権、名誉を侵害する」「不公平な裁判をする恐れがある」「付審判制度は捜査の性格をもつ、捜査は密行性が原則」と。府警は、請求人側のみ公開されているので不公平だと文句を言っている。しかし事實は請求人側被疑者側同等の当事者公開である。このように事実を歪め、判例の都合の良い箇所だけを引用しているのである。次に府警の手前勝手な法律論議たることを示す一例をかかげる。忌避申立の根拠として付審判の裁判的性質をあげておき、一方では付審判の捜査的性質から捜査の密行

最高裁第一小法廷(糟谷君事件)は「本件付審判審理方式はゆきすぎ」との判断を下し、第二小法廷(北田さん事件)は付審判についての最高裁判断を示した。

第二小法廷は次の如く言つた。

「付審判請求の審理及び裁判において審理の公開……等は法の予定するところではなく、又請求人はなんら手続の進行に關与すべき地位にないのであり、判断資料の収集については……訴訟関係人の書類・証拠物の閲覧・謄写権、証拠申請権、証人尋問における立会権及び尋問権等の規定の適用ないし準用がないと解すべきである」「(裁判所の)裁量の許される範囲を逸脱している疑いを免れない」と。

これは第一小法廷の十数行からなる決定理由とは異なり、百行をこえる大部なもので、付審判に關する最高裁判断を法体系的に断言している。

要するに、最高裁は付審判請求人には「(記録を)見せるな」「(審理を)聞かせな」「(証人尋問で)言わせるな」と言っているのだ。

最高裁・児島裁判長に高裁転任命令、最高裁は「殺人犯人いんとく罪」だ、大阪府警の謀略に手を貸した、

一月二四日に予定されていた折衝は、裁判所の都合で延期された。

そして二月十日、最高裁は児島裁判長に大阪高裁転任の辞令を出し、後任には大阪高裁第一刑事部裁判官の松井薫を任命した。

思い起してみよう。一九六七年博多駅事件付審判を、警察(当時大阪府警本部長前田某)から忌避申立を受けた裁判官に対して最高裁が忌避申立途中で転任を命令したことを。

最高裁は、府警の忌避申立理由を全面的に支持して「付審判は密審審理すべし」との判断を下した。加えて「(忌避)申立人が不公平な裁判がなされるおそれがあるとして本件忌避申立に及んだことは無理からぬ点なしとしない」(第二小法廷)とまで言っていた。

そして今度は、「当事者公開」裁判官に対し職権を發動して転任を命令。

これではもはや「最高裁は司法機関」といえる根拠はどこにもありはしない。「中立」「裁判する」とは全くうそっぽちではないか。権力犯罪の真実を当事者に公開して、明らかにしようとした裁判官を追放したのだから。

またまた、地裁刑事十部 裁判官に転任命令、

四月二〇日の折衝で又又驚くべきことが発覚した。左陪席裁判官の転任。最高裁は、前年大阪府警から忌避を申立てられた刑事十部の三裁判官のうち二人に転任を命令したのだ。

最高裁は、「当事者公開は違法」しかし「忌避申立にはあたらぬ」とし、大阪府警に「実」を与えていた。しかるに今度の転任命令によって「名」をも与え、警察が忌避を申し立てれば必ず認めることを示し、そして審理日程も六月二九日、七月六日と決定した。そして五月四日には尋問事項書を、五月九日には上申書を提出し、六月四日、先に閲覧を要求した証拠物の一部

を閲覧した。このように、日を追って審理への準備は着々と進行し、長く必死の防禦の一年の斗いは、やっと切り抜かれるかに見えたのだ。……。

(注)この間、北田さん事件も「請求人公開」方式が三月に決定したが、悪辣府警はこれに異議の申立てを行い、審理は再び宙に浮いたままになっていた。

第一回、二回審理延期される、

証人K(曾根崎署警官) 出廷拒

否 疲労性不眠症

証人O(府警勤務医師) 不出頭

柔剣道大会の救護

前々日の六月二七日

大阪地裁第十刑事部の電話が一人の男の声を連ねてきた。送り手は曾根崎署署警官K。第一回審理に召喚されている証人である。

「曾根崎署移転作業で疲れたので、六月二九日は出廷できない。『疲労性不眠症』の診断書を送ります」と。

六月二九日。審理再開は又もや府警の妨

害で中止された。

そして七月六日、証人Oは「不参画」で不出頭。前回予定のKは気分が悪い、と。

証 明 書

医師 O

右の者 昭和四十八年七月五日 同
六日の両日、大阪市立中央体育館で行われる大阪府警察柔剣道大会において救護事務に従事することを証明します。

昭和四十八年七月四日

大阪府警察本部 警務部教養課長

三宅 治郎

大阪府警、最高裁、二人三脚 で「当事者公開」に逆流

そして大阪府警は「審理延期」の上申書が地裁第八刑事部によって退けられるや六月二三日異議申し立て書を提出した。曰く申し立ての理由として一九七二年十一月付の最高裁第二小法廷(北田さん事件)判断を全面採用し「本件に關し、全記録の閲覧

謄写、証人調べの立会質問を認める審理方式を内容とする本件決定の取消しを求めると。

地裁第八刑事部は、異議申し立てに対して七月十三日棄却決定をなした。これに対し大阪府警は又又最高裁に特別抗告。抗告申し立て書はいう。

「(本件審理方式は)付審判請求事件が捜査に類似する性格を有するという基本に背反するのみならず、前記最高裁判所の決定にいわゆる特段の必要性を欠くもので、裁量の範囲を逸脱するものといわねばならない」と。

そして一九七四年三月一三日最高裁第三小法廷は大阪府警の異議申し立てを棄却、しかし審理方式については判断を示さなかった。しかし同日北田さん事件の異議申し立てについての特別抗告棄却をなした第二小法廷は「捜査記録の閲覧謄写の取消」をあわせ決定したのであった。

しつこく執ようになされた大阪府警の「当事者公開」ぶっつぶし攻撃は最高裁と結託することによって確実な成果をあげた

付審判の当事者公開は当然だ！

弟（警）かばう兄（検）、再審査が必要！
新刑法で新設された付審判請求制度

この付審判請求制度は、戦前旧憲法下の人権じゅうりん事件の処置に対する反省から生まれたものである。即ち、旧憲法下では官憲による人権じゅうりん事件が多発した。けれども被害者が訴えたとしても検察官は同じ捜査機関の警察官等をかばい捜査を十分には行わずよって被害者は泣き寝入りせざるをえなかった。

そこで戦後、新刑事訴訟法制定に当たって一九四六年夏の臨時法制調査会及び司法法制審議会において大論議された。その結果、「刑事訴訟法改正案要綱」の一つとして、「いわゆる人件じゅうりん事件について検察官の不起訴処分を審査を裁判所に求

める途を開くこと」という案が答申されたのであった。これを新刑事訴訟法に制度化したのが「付審判請求手続」である。このように、一応制度は設けられた。しかしその運用の実態は如何なるものであつたらうか。入手しえた断片的資料で実態をさぐることにする。

「一九六〇年～六八年の統計」
告訴・告発された公務員（ほとんど警察官）
四八〇一名

年平均 六〇〇名
起訴となつた数 二四名

「仏作って魂入れず」—付審判制度の三十年
付審判請求決定（起訴）されたのは九名だけ

つまり右の十一年間で付審判決定されたのはたった二件二名！！
又、付審判制度が制定されてから三十年になるうとしているが、付審判請求決定されたのは九件についてのみである。そのうち二件は一九七五年相次いで出されている。次に記す。

事件発生日	加害者	状態	付審判決定年月日 裁判所名	罪名	その後
1944年7月	札幌警察署警部補	被疑者を取調中自白強要のため暴行	1951.6.29 札幌地裁	特別公務員暴行致傷	一審は禁錮10月執行猶予2年の判決。高裁、最高裁は公訴時効完成により免訴の判決
1951年6月	福井県巡査部長	不当逮捕し連行・暴行	1972.11.14 福井地裁	特別公務員暴行・陵虐致傷	一審は禁錮5月、執行猶予2年の判決。高裁・最高裁と上告されたが一審通り確定
1951年11月	名古屋市警部補	被疑者取調中、暴行	1955.4.20 名古屋地裁	特別公務員暴行陵虐	一審は証拠不十分で無罪の判決。控訴したが高裁も同じ結論で無罪が確定
1952年12月	岩手県巡査部長	容疑者を取調中、暴行	1956.8.27 盛岡地裁	特別公務員暴行	一審は禁錮8月、執行猶予2年の判決。高裁・最高裁と上告されたが一審どおり確定
1955年5月 <熊谷二重犯人事件>	埼玉県巡査	被疑者取調中、暴行	1956.10.18 浦和地裁	特別公務員暴行	一審は禁錮10月、執行猶予2年の判決。高裁は禁錮3月執行猶予1年の判決。最高裁も高裁判決を支持し確定
1961年9月	府中刑務所看守長	受刑者を暴行・陵虐	1963.5.27 東京地裁	特別公務員暴行・陵虐	一審は無罪の判決、高裁も支持し確定
1966年10月 <やぐら荘事件>	仙台巡査部長	参考人を暴行・監禁	1968.6.17 仙台地裁	特別公務員暴行陵虐・傷害	一審は禁錮6月執行猶予2年の判決。高裁は罰金1万円（刑法208条の暴行のみ認めた）を言渡す
1971年9月15日	水戸警察署警備課巡査部長	職務質問中暴行	1975.4.28 水戸地裁	特別公務員暴行致傷	一審中
1971年1月	大阪天満署巡査部長	被告人廷妨害・暴行	1975.7.1 大阪地裁 刑事四部	特別公務員暴行陵虐・致傷	一審中。1975.12.25第1回公判行わる

年度	処総	理数	請求却下	審判決定
1960年	81		81	0
1961	58		58	0
1962	38		38	0
1963	82		81	1
1964	2398		2398	0
1965	126		126	0
1966	302		302	0
1967	119		119	0
1968	111		110	1
1969	906		906	0
1970	297		297	0
累積総数	4518		4516	2

付審判の魂は
当事者の関与にある

この状況に対し裁判所側は「審判に付する旨の決定がなされる事例が絶えてみられないのは喜ばしいことである」（一九六〇年）と言っていた。これでは正に何のための付審判請求制度であろう。仏作って魂入れずだったのである。

では「魂」とは何か。それは付審判請求制度の制定経過と基本性格に則った公正な手続、審理のやり方である。公務員の職権乱用による人権侵害の根絶を目的とし、「泣き寝入り」に終らないようにということのために設けられたのが付審判請求制度。その審理方式がどうあるべきかは自明である。にもかかわらず、現実はどうであったのか。告訴、告発に対する不起訴処分は「通知」なる一枚の紙キレが届けられるだけ。不起訴裁定書をみることもすら許されていない。そして付審判請求しても、裁判所による審査過程に関与できるどころか、知らされもせず「請求棄却」。これが付審判制度制定以来二十年間行なわれてきた現実なのだ。

である。（ほんのわずかの例外もあるが）。

当事者又キの審理の結果
は見えていない

こんなやられ方では「請求決定」が皆無に近いのは当然のことである。先の運用実態のカギはここにあったのだ。

当事者たる付審判請求人の関与を一切排除し、検察庁が不起訴処分にした捜査記録だけをいくら裁判所が調べようが結果は最初から判りきっているではないか。

付審判請求制度の制定趣旨は「公務員の職権乱用の根絶」である。それ故に請求人の積極的関与による審理こそ当然である。即ち証拠の申請、それを立証する審理での尋問権、そしてその前提としての審理立会、捜査記録の閲覧謄写が付審判請求人に認められねばならない。

①大阪地検、三警官を不起訴処分に

（一九七一年・九・八 朝日）

三警官を不起訴
告発側 付審判請求へ



機動隊の暴行を否定

大阪地検「証拠も嫌疑も不十分」

真相をヤミに葬るな

大阪地検が、機動隊の暴行を否定し、三警官を不起訴処分にした。これは、証拠も嫌疑も不十分である。真相をヤミに葬るな。機動隊の暴行は、市民の生命と財産を脅かすものである。検察庁は、この暴行を徹底的に調査し、責任者を厳正に処分すべきである。不起訴処分は、市民の怒りを鎮めず、むしろ悪しき先例をたててしまう。市民は、検察庁の不起訴処分を不服として、付審判請求を提出する。付審判請求は、検察庁の不起訴処分を不服とする者から提出される。付審判請求は、検察庁の不起訴処分を不服とする者から提出される。付審判請求は、検察庁の不起訴処分を不服とする者から提出される。

一九六九年

- 11・13 糟谷君、佐藤首相訪米阻止闘争に決起し暴行を受け逮捕さる（大阪扇町 曾根崎四号）
- 11・14 糟谷君死亡（大阪行岡病院、午後九時）
- 12・14 逮捕三警官を九一名で検察庁に告発
- 同日 糟谷君虐殺抗議中央人民葬（日比谷公園）

一九七〇年

- 1・26 告発団、検察庁に捜査促進の申し入れ
- 1・27 毎日新聞朝刊「糟谷君の死因についての松倉鑑定書」をスクープ報道
- 4・16 告発団、検察庁に捜査促進の申し入れ
- 11・14 糟谷君虐殺抗議一周年集会（大阪市立教員会館）

一九七一年

- 2・23 検察庁より告発側証拠提出の要請
- 5・6 告発側証拠を検察庁に提出
- 9・7 検察庁、不起訴処分を公表
- 9・8 告発側、大阪地裁に付審判を請求
- 11・12 大阪地裁担当部（第十刑事部）と初折衝

②大阪地裁（児島裁判長）付審判審理における
 当事者公開を決定する
 （一九七二・一・三十一 毎日）

付審判、異例の審理公開

請求人側の要求通る

大阪地裁岡大生死亡事件で



秘密審理の不信除く

大阪地裁岡大生死亡事件で、請求人側の要求通り、審理が公開されることになった。これは、戦後初めての審理公開となる。請求人は、秘密審理による不信を払拭し、公正な審理を求めた。裁判長は、請求人の要求を認め、審理を公開することにした。これは、戦後初めての審理公開となる。請求人は、秘密審理による不信を払拭し、公正な審理を求めた。裁判長は、請求人の要求を認め、審理を公開することにした。

- 11・13 糟谷君虐殺抗議二周年集会
- 12・3 地裁へ上申書提出／付審判の審理方式について

一九七二年

- 1・17 地裁第十刑事部「審理の当事者公開」を示す
- 1・22 地裁と折衝
- 1・26 全捜査記録の謄写を開始
- 4・22 地裁と折衝
- 5・2 審理期日決定 5/26・29 6/7・21・29
- 5・6 尋問証人決定 ①K警察官 ②O医師 ③松木医師
- 5・23 大阪府警、担当裁判官の忌避を申し立て
↓地裁第三刑事部に係属／北田さん事件
担当の第七刑事部に対しても
- 5・26 第一回審理中止！
- 5・30 地裁へ請求人意見書を提出
- 6・3 地裁へ意見補充書提出
- 6・5 地裁第三刑事部、忌避申し立てを却下
- 6・8 大阪府警、即時抗告を申し立て↓高裁第四刑事部に係属

12.22 証人のワク拡大大期待

大阪府警は、岡大生死亡事件の審理で、証人のワクを大きく拡大する方針だ。これは、戦後初めての審理公開となる。請求人は、秘密審理による不信を払拭し、公正な審理を求めた。裁判長は、請求人の要求を認め、審理を公開することにした。これは、戦後初めての審理公開となる。請求人は、秘密審理による不信を払拭し、公正な審理を求めた。裁判長は、請求人の要求を認め、審理を公開することにした。



- 6・14 高裁へ請求人意見書を提出
- 6・22 高裁へ意見補充書提出
- 7・1 糟谷君虐殺弾劾・忌避申し立て糾弾兵庫集会（神戸勤労会館）
- 7・3 大阪弁護士会「当事者公開は当然」と付審判請求の審理方式に関して見解発表
- 7・7 大阪高裁第四刑事部、即時抗告を棄却
- 7・24 大阪府警、特別抗告を申し立て↓第一小法廷に係属
- 8・1 「権力を告発する大集会」主催・告発・告発闘争連絡会（全港湾建設支部西成分会、同志社大2・1無差別連行告訴告発久留島氏への出廷妨害暴行、糟谷君虐殺事件）後援・関西救援連絡センター
- 8・31 最高裁へ請求人意見書を提出
- 11・12 糟谷君追悼墓前祭
- 11・13 糟谷君虐殺弾劾・府警の忌避申し立て糾弾デモ行動
- 11・16 最高裁第一小法廷、忌避申し立てを棄却
／北田さん事件の忌避申し立て特別抗告も同日最高裁第三小法廷が棄却
- 12 地裁、請求人との折衝を要請↓1・24と決定

③ 大阪府警、「審理方式が不当」と児島裁判長の忌避申し立てる

(一九七二・五・二四 朝日)

「公開は人権を侵す
大阪地裁方式は不当」

公開は人権を侵す
大阪地裁方式は不当

審理方式が不当と見られる
審理方式が不当と見られる

大阪府警は、大阪地裁が「公開は人権を侵す」として審理方式を不当と見られると主張している。大阪府警は、大阪地裁が「公開は人権を侵す」として審理方式を不当と見られると主張している。大阪府警は、大阪地裁が「公開は人権を侵す」として審理方式を不当と見られると主張している。

警官側 裁判官を忌避

不公正なる裁判への干渉
審理方式が不当と見られる

大阪府警は、大阪地裁が「公開は人権を侵す」として審理方式を不当と見られると主張している。大阪府警は、大阪地裁が「公開は人権を侵す」として審理方式を不当と見られると主張している。大阪府警は、大阪地裁が「公開は人権を侵す」として審理方式を不当と見られると主張している。

一九七三年

- 1・10 地裁、「折衝延期」の連絡
- 2・10 地裁第十刑事部児島武雄裁判長、高裁へ転任。後任、松井薫裁判長
- 3・2 地裁と折衝／新裁判長、新審理方式を示す
- 4・20 地裁と折衝／審理日程決定⑥/29・⑦/6
- 4・23 地裁第十刑事部左陪席裁判官転任
- 5・4 尋問事項書提出
- 5・9 上申書提出(証拠書取寄申し入れ)
- 6・4 証拠物検証
- 6・18 地裁と折衝
- 6・23 大阪府警、審理方式に関して担当部に異議申し立て
- 6・27 第一回証人警察官K「不出廷」を連絡
- 6・27 地裁と折衝
- 6・29 第一回審理中止!
- 7・5 第二回証人警察勤務医師K、「不参加」提出
- 7・6 第二回審理中止!
- 7・6 地裁と折衝

④ 大阪弁護士会、「当事者公開は当然」との見解を表明

(一九七二・七・五 毎日)

付審判請求 審理方式をめぐり

当事者の参加で

「秘密だと検察側がかばう」

大阪弁護士会が見解

大阪府警は、大阪地裁が「公開は人権を侵す」として審理方式を不当と見られると主張している。大阪府警は、大阪地裁が「公開は人権を侵す」として審理方式を不当と見られると主張している。大阪府警は、大阪地裁が「公開は人権を侵す」として審理方式を不当と見られると主張している。

大阪府警は、大阪地裁が「公開は人権を侵す」として審理方式を不当と見られると主張している。大阪府警は、大阪地裁が「公開は人権を侵す」として審理方式を不当と見られると主張している。大阪府警は、大阪地裁が「公開は人権を侵す」として審理方式を不当と見られると主張している。

一九七四年

- 3・13 最高裁、異議申立を棄却 (第3小法廷) 審理方式については判断を示さず。同日、北田さん事件に関する異議申立て特別抗告も棄却。ただし係属部の第二小法廷は「捜査記録の閲覧謄写の取消」を決定
- 6・14 第一回審理おこなわる! 証人K警察官、O医師(警察勤務)
- ※請求人立会、尋問による「当事者公開付審判審理が実現!
- ※弁護士でない請求人も立会う!

⑤ 糟谷君・付審判請求審理・当事者公開方式
で開始
(一九七四・六・一五 毎日)

証人調べ、立会い

大阪地裁で初めて実現
糟谷君事件

公開当事者で審判付

【大阪毎日】大阪府寝屋川市で発生した「糟谷君事件」の審判が、大阪地裁で公開方式で行われ、証人調べや立会いが初めて実現した。この審判は、昭和四四年一月三日に発生した、糟谷孝幸君が、同僚の杉山時夫を殺害した事件に関するものである。審判は、六月十五日午後二時から、大阪地裁第一刑事部で開かれ、糟谷君の弁護士と検察官の両方が出席した。審判は、証人調べ、立会い、被告の陳述、検察官の求刑、弁護士の辯護、裁判官の判決の順で行われた。裁判官は、被告の罪状を認め、死刑を宣告した。被告は、判決に服した。この審判は、公開方式で行われ、証人調べや立会いが初めて実現した。これは、戦後初めての公開審判である。裁判官は、被告の罪状を認め、死刑を宣告した。被告は、判決に服した。この審判は、公開方式で行われ、証人調べや立会いが初めて実現した。これは、戦後初めての公開審判である。

- 7・10 第二回審理、証人松木医師の都合で延期
- 9・10 第二回審理証人松木康医師(当時行岡病院勤務)
- 9・14 上申書提出
- 11・13 「糟谷孝幸君虐殺を弾劾し告発付審判闘争をやりぬこう集会」(大阪労金)
- 12・17 第三回審理証人松倉豊治

一九七五年

- 1・31 上申書提出
- 3・18 第四回審理証人松倉豊治
- 4・8 地裁と折衝
- 6・13 第五回審理中止/地裁は松倉鑑定の再鑑定を依頼、結果判明まで中斷
- 10・15 地裁と折衝
- 11・13 「糟谷孝幸君虐殺を弾劾し告発付審判闘争を最後の最後までやりぬこう集会」(大阪市労会館)
- 11・22 在東京請求人・関係者こんだん会

一九七六年

- 1・26 第五回審理(於東京)
- 1・26 「糟谷孝幸君虐殺弾劾付審判闘争勝利!東京報告集会」(品川労政会館)

資料

告 発 状

告発人 別紙記載のとおり

大阪府寝屋川市寝屋川警察署
被告発人 荒木 幸男
同 赤松 昭雄
同 杉山 時夫
同 その他糟谷孝幸君の逮捕に協力した氏名不詳の警察官数名
昭和四四年二月二三日
大阪地方検察庁 御中

告 発 の 事 実

被告人らはいずれも大阪府寝屋川警察署の警察官であるが昭和四四年一月一日午後六時三〇分頃、大阪市北区南扇町七番地大阪市水道局前路上において、公務執行妨害等の被疑事実により、糟谷孝幸君を逮捕するに際し共謀の上、同人に対し、暴行陵虐行為を加えんと企て、既に無抵抗状態にあった同君を取り囲み、路上に突き

倒し、足蹴りし、所携の警棒、楯等により、同人の頭部、顔面をはじめ全身にわたり、二〇回に及ぶ殴打等の残虐な暴行を加え、右暴行に因り、同人の右上肢に十数カ所、両下腿部、両膝部、鼻部に各一カ所の打撲傷、左側頭部に頭蓋骨亀裂骨折、硬膜外血腫、脳挫傷等の傷害を与え、右の頭蓋内傷に因り、同月一四日午後九時、同人をして死亡するに致らしめ、もって警察の職務を行うに当り、刑事被疑者に対し暴行、陵虐の行為をなし、因って同人を死に致らしめたものである。

罪名及び罰条
特別公務員暴行陵虐致死
刑法第一九五条

同 一九六条

告 発 の 理 由

一、被告発人荒木、同赤松、同杉山はいずれも大阪府寝屋川警察署に警察官として勤務しており、本年(昭和四四年)一月一三日には南扇町公園において開催さ

れた「佐藤訪米実力阻止」一月安保決戦勝利全関西労市民総決起集会」後のデモ行進を規制警備するために出動した大阪府警特別機動隊の一員として参加し行動していたが、その際被告糟谷孝幸君を公務執行妨害、兇器準備集合の被疑事実で現行犯逮捕したものである。

故糟谷孝幸君は岡山大学法文学部(二回生)に在学していたが、岡山より来阪して本年一月二三日に開催された集会及びその後のデモ行進に参加した。

糟谷君は身長一六二センチメートルでしかもやせ型であり、当日警備に当たった機動隊員に比較すると、随分小柄であることがわかる。

二、当日の過剰警備の実態

(一) 糟谷君の死を究明し、加害者である警察機動隊員を告発するに当り、当日の一・一三佐藤訪米阻止全関西労市民総決起集会に参加した学生集団等に対する大阪府警の過剰警備の実態を見落すことはできない。

(二) 当日の警備態勢は一〇・二二国際反

戦デーに引続き、大阪においていわば史上空前といえるものであり、学生らの集団と比較して、装備や機動力においては勿論、人員においても、圧倒的に強力な機動隊を中軸にして布かれていた。

告発人の調査結果によれば午後六時三〇分以降、学生集団が扇町公園を出て、デモ行進に移ろうとし、これを実力で制圧規制しようとした機動隊に反発して衝突した直後における機動隊の実力制圧は警職法の制約を無視することはおろか、暴虐としかいようのないものであり、その加害は当の学生集団はもとよりのこと、附近の学生、労働者、市民に対し無差別に加えられており、そのため告発人らにおいて集約した接見メモ等の資料によれば、糟谷君に対する致死傷のほか、逮捕者六三名のうち、一〇名が頭部裂傷、頭部打撲傷を負っているほか、頭蓋骨骨折の重傷者もいるのである。その他約七割の者が打撲傷、裂傷、前歯切損等の傷

害を負っている。さらに当夜機動隊の暴行によって負傷し診療を受けたものは十三病院だけで四五名にもおぼり、うち数人は入院を要する重傷であった。しかも右診療を受けた負傷者の相当数はヘルメットの労働者・労生集団に続いて公園より道路上に出てきたノンヘルメットのデモ集団に附属していたものであり、機動隊の暴力行使が文字通り抵抗集団の制圧の範囲を超えてデモ集団全体に無差別に加えられている事実を証明している。

(三) 当日の機動隊の暴力行使の特徴は、機動隊員が数人単位で、これまで以上に公然と警棒、大楯、小楯を用いて、男女を問わず、デモ隊員の頭部、腰部、脚部等を激打し、単に抵抗者の抵抗を抑止するだけにとどまらず、公衆の面前で裂創や骨折に至るリンチ暴行を公然と強行したという点であり、右暴行は逮捕の際のみならず連行の途上でも加えられているという点である。告発人らの調査結果によれば、扇町公園入

口附近路上において糟谷君の例を除いても、あるいは大楯で倒れた学生の右側頭部を数回上から殴りつけるとか逮捕された女子学生を片手錠で路上を引きずりながら数人で取囲んで顔面、背足等を強く足蹴りすることか、逮捕された学生が自力で歩くことも立ったまま行を加えているのである。

(四) 糟谷君の被害は、前に述べた警察機動隊による常軌を逸した集団的暴行の最中にその一部として行なわれたものである。警察側の常套的な学生集団への責任転嫁の努力にも拘わらず、この日の暴行がほかならぬ警察集団によってほとんど圧倒的に加えられたという事実は、デモ隊、市民側の無数の被害の存在、ならびに警察側の負傷者数が発表さえされていないほど警察側の被害が軽微であったと推測されることによっても明らかである。これは、当日の集会に加えられた違法な検問体制と相まって警備警察による法侵害の本質

を暴露するものである。

本事件を告発するに当り、貴庁において、当日の警察の過剰警備の実態ならびにその強度の違法性を看過することなく、本事件の真相を鋭く究明されるべきである。

三、逮捕時の状況とその後の経過

(一) 糟谷君は事件当夜午後六時三〇分頃他のデモ隊に先んじて、西側を固めていた機動隊と東側から激しく衝突した約三〇―五〇名の緑ヘルメット部隊の中に参加し、第一次衝突の際に機動隊隊列の側、告発事実記載の車道上で被告発人らによって逮捕されたものである。

警察側は、彼の逮捕は二度目の衝突の時であると言っているが、それは、同君が「最初からノンヘルで右手に火炎ビン、左手に石塊をもって」二ツタとするのと同じく、全くの虚偽であろう。それは「奪還グループ」の存在をひねり出すための前提としての虚言である。彼が逮捕されたのは、丁度右緑ヘル

メット部隊がもと来た東側へ引き潮のようにひき返した時であった。従って、府警が火炎ビン説、路面衝突説、鉄平板説でもって、糟谷君に死因傷害を与えた犯人だとデッチあげている「奪還グループ」の存在はとうてい有り得ないことだったのである。

被告発人らは、糟谷君に対し、瀕死の重傷を加えた上、更に不当にも、右の傷害により歩行不能の状態にある同君を、逮捕現場から曾根崎署まで約一キロの道のりを両腕を抱えて徒歩により連行した上、診察治療を行うことなく、写真撮影、現行犯逮捕手続書作成等の手続を強行し、更に、三階道場の壇上に腰かけさせたまま、放置したのである。

更に又、被告発人らは、糟谷君が右の傷害により壇上で意識を失い、後方に転倒するに及んでも、なお緊急措置をとることなく、極めて乱暴にうつ伏せの姿勢の同君の両腕をよらえて道場を引きずり、場外に出し、警察官の

往來する廊下のむしろの上に放置し、逮捕から二時間半後の午後八時五〇分に至って漸く行岡病院に搬送したのである。

一刻を争われる瀕死の重傷者を二時間余にわたって資格ある医師の治療を受けさせることもなく、通路のむしろ上に放置した非人道的行為はそれ自体不作為による殺人行為である。

更に又、行岡病院での非人道的な扱いについて触れざるを得ない。

第一に、糟谷君が搬入された午後八時五〇分から翌日午後一時頃まで同病院の医師達は、彼の病状経過を逐一視察するどころか、事実上放置していたこと。

第二に、同病院には脳神経外科専門の施設がなく、彼の手術を執刀した亀井、松木両氏は、整形外科専門の医者であること。

第三に、脳神経外科専門医である佐藤耕造医師の松木医師に対する診療協力申し出に対し、強固に取り締りをも

拒否しつつつたこと。以上の三点に要約される。

第一の点について述べると、絶対的手術適応といって病状にある変化の起ったときに迅速に手術をしなければ死亡するに至る頭蓋内傷害、殊に硬膜外血腫の場合、病状観察は欠かせないのが医者常識であることを考えると、全く咄然とせざるを得ないのである。

第二の点については、そのような病院に搬入した曾根崎警察の責任、及び受け入れた同病院において、施設の整った近くの病院に速やかに転送するという常識的措置をほどこさなかった責任が追求されねばならない。

又、第三の点については、警察と結託し、弁護士はおろか専門医の接見要求、協力申し出に対してさえ、警察から預っているから、という理由で不当にも拒否するなど、その退廃的姿勢と医者としての任務放棄が糾弾されねばならない。

我々は機動隊の犯責を飽くまで追及

するものであるが、右に述べた病院の不当な処置がなければ、あるいは糟谷君は助かっていたかもしれないという思慮にしばはかられるのである。

要するに、彼は機動隊、警察、そしてそれと結託した病院に権力の非道な手中で死亡したのである。

四、松木医師ならびに松倉教授の所見

糟谷君を診断し、開頭手術を行った行岡病院松木医師が、糟谷君の死亡当日記者発表したところによれば、(1)死因は急性硬膜外及び硬膜下血腫、脳挫傷、左側頭骨骨折であり、硬膜外血腫は四〇グラムプラスアルファであり、(2)頭皮の損傷は幅一・二ないし一・三センチメートル、長さ四ないし五センチメートルの発赤腫脹せる二条の条痕が左側頭部に平行にあり、頭皮の裂傷、挫傷等はなく、傷からみて棒状の鈍器で殴られたものと思うというのである。

又、糟谷君の法医解剖を行った阪大医学部法医学教室の松倉教授の談話によれ

(一) 松木医師の診断所見ならびに松倉教授の解剖所見によれば、本件打撲が棒状の鈍器ないし硬い鈍器よりのものにより加えられたものであることは確実であり、兇器の性質として、鈍器以外のものを考えることはできない。

すなわち本件傷害の特徴は、それが頭がい骨折に至る強力な打撃によるものである反面、打撃力が頭皮に対するいかなる裂創をも伴っていないところにある。

(二) 糟谷君が死亡するに至った段階で事の重大性に驚いた警察は、まず府警本部鈴木貞敏警備部長の談話として「糟谷君が逃げ遅れたところを三警官がかまえてねじふせた。そのさい同君の頭付近で火炎ビンが爆発し、炎が頭髮とズボンに燃え移ったので三巡査がたたくき消した。さらに学生数人が鉄棒で三巡査に殴りかかり同君を奪い返そうとしたため、赤松巡査が楯で他の二巡査が警棒を抜いて応戦、同君を組み伏せたままでわたりあった」との事実関係

ば、直接の死因は脳機能障害、脳挫傷、脳腫脹であり、頭部打撲によるもので、頭がい骨冠状縫合部離開、ならびに左側頭部に直径一〇センチメートル位の円形の脳内出血がある。兇器は硬い鈍器のようなものと推定されるというのである。

いずれにせよ、糟谷君を診断ないし解剖した専門医である両医師の所見は本件の死因である脳挫傷等が鈍器のような物体の打撃によるものであることを断定しているのだから、本件の兇器が警棒であるとすると告発人らの確信を裏付けるものである。

五、死因、凶器、逮捕状況に

関するわれわれの見解

(一) 糟谷君の死因が頭部打撲による傷害に結果するものであることは明確である。問題はこれがいかなる兇器により、いかなる状況によってつくり出されたかである。結論的にいえば、本件兇器は警察官の警棒であり、同君の逮捕時における機動隊員らの暴行に起因するものであると断定せざるをえない。

を前提として「傷は火炎ビンによるのか、奪還しようとしたとき鉄棒(鉄パイプ)が当たったのではないか」と述べたが、その後警察自身の捜査を進める間に当日の学生集団の遺留品中に鉄パイプが全く発見されなかったことから、鉄棒(鉄パイプ)説を撤回し、現場より押収された鉄平板(厚さ六ミリ、幅三三ミリ、長さ一三〇〇ミリ)による可能性が強い旨を強調しはじめた。

しかしながら前述のとおり現場で押収されたときされている鉄材(鉄平板)によつては、糟谷君の左側頭部の打撲傷ができないことは医学上、常識上明確である。

しかも一月一七日午後、鈴木警備部長は社会党総評の抗議代表に対し事実概要を説明した中で、警棒による打撃を加えたものであることを強く否定しながらも、本件傷害がいわゆる奪還を試みた学生らの鉄材によるものかどうかについては三警官においてこれを目撃していないと説明しているのではあ

る。

さらに一月二九日府警本部は非公式に新しい根拠として、警棒で頭を殴った場合普通皮が破れて放射状の傷口ができるが、糟谷君の場合には放射状の傷ではないと主張したが、告発人らにおいて医師の見解を徴したところでは、放射状の傷口ができる場合は曲率の極めて高い部分に局部的に兇器が作用した場合に限られ、側頭部のように極めて曲率の低い部位に加えられた場合は放射状の傷になりえないものである。警棒による打撃を否定する根拠とならない。

四、告発人らの調査結果によれば、糟谷君が逮捕されたのは、同君が所属していたヘルメット集団が機動隊の実力行使を避けるために東方へ急速に退却してゆく際であり、当時道路上は機動隊により完全に制圧されている状態で、逮捕された糟谷君が暴行を受けた後引きたてられて水道局前の南側歩道の機動隊隊列に引き入れられるまでヘルメ

ット集団が同君を奪還に来た事実なく、また奪還できる状況は全然存在しなかつたのである。実際ヘルメット集団は扇町公園入口の東側におり、機動隊は空間を隔てて西側の車道から歩道に待機していたのであり、糟谷君に対する逮捕行為は同君所属のヘルメット集団が組織的に退却してからは、同じヘルメット集団と機動隊間に次の衝突が起るまでの時間帯に完結しているのである。

(五) 警察発表を含むすべての資料によれば糟谷君は、被告発人三名に逮捕される際には、何一つ怪我のない状態で、デモ隊の一員として行動していたものである。換言すれば、糟谷君に対し死にいたる傷等が加えられたのは、同君の逮捕時ないしそれ以後しかありえないが、逮捕連行後に警察官により格別の重大な暴行を加えられた事実がない以上逮捕時において公然と逮捕のためには全く不必要な、許し難い暴行傷害を加えたものと断定せざるをえないの

緊急の手段をなしうる状態にないことを知りながら漫然これを預けただけで、開頭手術が行われるまで実に九時間以上の時間同君を事実上全くの無手当のまま放置しているのは既に述べたとおりである。逮捕後におけるこの非人道的措置が糟谷君の死亡を決定させたことは一点の疑問の余地もなく、この点において真の下手人であり、最大の責任者は、直接の加害者であり、且つ曾根崎署まで強制的に歩行連行した被告発人であることは否定できない。

われわれは被告発人が下級警察官であり、一個の人間として、重い人権をもつ人々であることを知っている。しかし同時に下級吏員といえども権力を行使する機関としての厳しい資格を荷っていることを忘れない。

糟谷君の暴行陵辱の責任は厳しく追及されるべきであり、刑事訴追に当ってはいかなる政治的配慮も無用である。よって告発する。

である。

六、本事件の罪情

被告発人らは糟谷君に対する被告発人の本件暴行陵辱行為を厳しく告発する。

被告発人らによる本件暴行陵辱行為は証拠極めて明白であって被告発人らの罪情は明らかである。もっとも、致命的な左側頭部の打撲傷が被告発人のうちの誰によってなされたかについては被告発人らとしてはこれを断定する資料をもたない。しかしかりにこれが被告発人のうちの一名によってなされたものとしても、逮捕時における被告発人らの共同行動の中で、被告発人らの共同意思にもとづいてなされたものであることは逮捕状況全体から強く推定しうるのであり、さらに当日における大阪府警本部の統一した警備方針として、デモ制圧のためには手段を選ばず生命をも顧慮しないという弾圧方針の徹底によって裏付けられるのである。当日の集会場入口における警備法を完全に否定しきつた検問所持品検査に始まり、冒頭に述べた多数の頭部裂創等の無差別

無制限的な制圧暴行を命じ且つこれを実行させたものの責任こそもっとも許しがない。

しかしわれわれはそのような違法な指示に従い、国民の奉仕者である義務を完全に忘れ去り、人民に対する真の加害者として行動することに踏み切った被告発人ら個々の警察機動隊員の責任を断じて免罪しない。加害者はその責任を負うべきである。公務員である被告発人らは、本件告発にもつき刑事訴追を受けるべきであり、且つ公務員としての最低の資格を欠くものとして即時罷免されるべきである。

被告発人らはその職務執行にさいして、一個の人命を奪い去ったのである。警察は糟谷君に対し死にいたるべき傷害を加えながら、同君を小一キロに及ぶ距離を両手錠のまま歩かせ、何一つ手当を加えることもなく曾根崎4号なる名称の下に事務的に逮捕手続を進め、同君が昏倒するやこれを行岡病院に運び込んだが、そのさいにも同病院には宿直医しかおらず

資料

糟谷君事件に関する大阪地方検察庁の不起訴裁定書

要旨

以下の文は、一九七一年九月七日大阪地方検察庁のなした、糟谷君虐殺事件告発に対する不起訴処分 の裁定書要旨です。尚、告発人に対しては、一片の紙キレの不起訴処分 の通知のみが郵送されてきた だけであり、本文は、大阪地検が 記者会見時に配布したものです。

昭和四十四年十一月十三日、大阪市北区扇町公園において、総評大阪地評主催の佐藤首相訪米抗議全国統一行動集会・デモ行進が行なわれたが、同日午後六時二十分ごろ同公園南側車道において、過激派学生ら多数が警備の機動隊員に対し、火炎ビンを投げ鉄板棒をふるって攻撃を加えるという事態が発生した。その際、特別機動隊所属の

寝屋川警察署巡查、荒木幸男、同赤松昭雄および、同杉山時夫の三名は、同車道中央付近で火炎ビン等を投げた岡山大学学生、糟谷孝幸(当時二十一才)を、公務執行妨害等の現行犯として逮捕した。逮捕直後糟谷が左側頭部に受傷していることが判ったので、警察は、間もなく同人を同市内の行岡病院に入院させ、開頭手術を行なわせるなどして適切な手当を加えたが、遂に、同人は、翌十四日午後九時ごろ死亡した。事件発生後約一ヶ月の同年十二月十四日以降数次にわたり、弁護士松本健男ら計九十一名は、前記荒木巡查らが糟谷を逮捕した際、警棒等により同人の頭部を殴打して死させたとして、同巡查ら三名を特別公務員暴行陵辱致死罪により当庁に告発した。当庁では、右告発を受理して以来、被告発人および目撃者参考人等を取り調べ、また本件発生直後から大阪府警刑事部捜査一課が捜査本部を設け、氏名不詳者に対する傷害致死事件として犯人の割出し等の捜査を行っていたので、右捜査において警察の収集した証拠資料はもとより、本件発生

当時現場付近で逮捕された過激派学生ら多数に対する取調べ結果等をも仔細に検討するほか、告発人側から取調べ方申し出のあった学生ら参考人に対する取調べを行なうなどできる限りの広範な捜査を遂げた上、全証拠につき慎重な検討を加えた結果、被告発人らが糟谷に対し暴行を加えたという告発事実を認めるに足りる証拠を発見し得ないとの結論に達した。そこで本日、被告発人らに対してはいずれも嫌疑不十分として不起訴処分を付した。

本件の証拠関係は次のとおりである。

糟谷の死体を解剖した大阪大学医学部教授(当時)松倉豊治の糟谷の死因等についての鑑定書によれば、

1. 死因は、左側頭、頭頂部を中心とする打撲傷による硬脳膜外血腫等に脳中板機能障害。
2. 致命傷は、左頭頂部の小挫傷およびこれに基づく左側頭骨、頭頂骨骨折等および同部位の出血。
3. 兇器の種類は、中約三・五センチメ

ートル前後またはそれ以上の打撃面を有する比較的平坦な、ただしその辺縁が角稜をなしているようなならんかの硬い鈍体であり、その用法は、右鈍体が左側頭上部を中心として頭頂部、前頭部にかけて、いわゆる横ざまに打撃するように作用したとすれば、一つの鈍体の一回の作用により右の致命傷を生じる。

ところが、被告発人らが糟谷逮捕当時所持していた警棒や大楯等は、その形状等に徴し、右松倉鑑定にいう兇器とはなり得ないことが明らかであり、他に、被告発人らが右のような致命傷を生ぜしめうる兇器を所持していなかったことも明らかである。他面現場写真等の客観的な資料を検討するも糟谷逮捕時に関するものはなく、多数の参考人の目撃供述中にも被告発人らの暴行を見たという者は皆無である。加うるに被告発人らはいずれも学生に対する暴行を否定しているから結局本件では被告発人らの糟谷に対する暴行を認めるに足りる証拠はなく、かえって糟谷逮捕時の状況お

よび前記松倉鑑人の鑑定結果に徴すれば、糟谷は機動隊員に火炎ビンおよび石を投げつけて逃げる際、鉄板棒を振り回しながら後退中の学生集団中に飛び込んだため、あやまって右鉄板棒により頭部を殴打された疑いがある。

■ 訴え

ひとびとに告げ、訴える。また一人の若くやわらかく雄々しい生命が、権力の直接の暴力によって奪い去られた。岡山大学法文学部二回生糟谷孝幸君は、十一月十三日大阪における佐藤訪米阻止行動に参加中、機動隊員によって虐殺された。虐殺された、私たちは痛恨と怒りをこめて告げ、訴える。

糟谷君は同日扇町公園から出発した示威行進が機動隊の規制を受けた際、頭部に警棒の強行をうけて逮捕され、頭がい骨折の重傷のまま取調べを受けていたが、その最中に意識を失い、そのままかえることなく翌十四日夜絶命したのである。しかも権力は、糟谷君の生命を奪っただけではなく、その死を汚し弄している。権力は糟谷君の頭部骨折の傷を学生同志の打撃によると強弁しようとし、彼の死を、彼が生命をかけた反戦の事業への新たな弾圧への口実にしようとしてさしているのだ。

ひとびとに告げ、訴える。このような彼の死は、いま帝国主義国家権力に抗して人間であろうとするすべてのものの極みの姿をみせている。私たちはこの糟谷君の死を悼むべきだろうか。いや、私たちは悼むという言葉に、私たちの現在の痛恨と怒りとさらにひきつがれて死ぬことのない希望の一切の意味をこめてのみ「糟谷孝幸虐殺抗議人民葬」に結集されようすべてのひとびとに告げ、訴えるものである。

彼は、樺、山崎、滝沢、津本らの死者たちとともに権力に殺され、しかももはや、死者より深く死んでいるものはないのだ。私たちは彼の死の重さを抱き、若くやわらかい生命のかけがいなさをいま知らざるを得ない故に、彼の闘いは私たちのなかによみがえり、深く広く勝利のときまで続けられるであらう。

友よ、糟谷孝幸虐殺抗議人民葬に結集せよ！

記 この訴えは一九六九年十二月十四日、日比谷野外音楽堂でおこなわれた「糟谷孝幸虐殺抗議人民葬」への参加を呼びかけるために、詩人の黒田喜夫が執筆したものである。

弾 劾 200円

精谷孝幸君虐殺事件告発を推進する会

大阪市北区浪花町125

関西救援連絡センター内

電話06-372-0779 長替 大阪 1064

東京連絡所

東京都港区新橋2-8-16 石田ビル4階14号

救援連絡センター内

電話03-591-1301 長替 東京 105440